

運輸安全委員会は、令和2年10月29日(木)、67件の船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

区分	事故： 重大 1、重大・軽微以外 11、軽微 29	計41件	インシデント： 重大・軽微以外 2、軽微24	計26件
事故等種類(件)	衝突(単)9、乗揚9、衝突6、死傷等6、転覆6、施設等損傷2、浸水2、火災1		運航不能23(機関故障10、燃料供給不能3、燃料不足2、舵故障2、推進器故障2、絡索2、バッテリー過放電2)、座洲2、運航阻害1	
関係船舶(隻)	プレジャーボート15、漁船14、貨物船4、水上オートバイ3、遊漁船2、作業船2、引船2、その他12	計54隻	プレジャーボート13、ミニボート5、貨物船4、漁船3、油タンカー1	計26隻
死傷者等(人)	死亡3、重傷7、軽傷18	計28人		

上記事故のうち、東京(委員会事務局)及び広島事務所の船舶事故調査報告2件について、“概要版”を作成しました公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

① 愛媛県松山市田ノ島南方沖で、遊漁船が浅所に乗り揚げ、乗船者全員が負傷した事例

夜間、田ノ島南方沖から同北方沖に移動中の遊漁船が、目視のみで航行して同島に向かっていることに気付かず、同島南方沖の浅所に乗り揚げ、乗船者全員(12人)が負傷した

② 広島県大竹市小方港で、漁船が防波堤に衝突した事例

夜間、小方港を出航する漁船が、飲酒してほろ酔い期の状態の船長が操船し、防波堤に衝突した

海難防止への
インフォメーション

① 遊漁船A(4.9トン) 乗揚

(夜間、目視のみで釣り場を移動中、田ノ島南方沖の浅所に乗揚げ、乗船者全員が負傷した)

【事故概要】 遊漁船A(4.9トン)は、船長ほか1人が乗り組み、釣り客10人を乗せ、田ノ島南方沖から同北方沖に移動中、同島南方沖の浅所に乗り揚げ、乗船者全員が負傷した

【発生日時】 令和元年11月2日 21時31分ごろ
 【発生場所】 愛媛県松山市田ノ島南方沖
 【死傷者】 重傷4人(釣り客4人)
 軽傷8人(釣り客6人、船長及び補助者)
 【損傷等】 船首下部尾に破口、凹損、
 左舷中央部外板及び舷縁に亀裂等

《原因・背景》

◎夜間、薄曇りで月明かりのない暗夜の中、船長が、*1釣果を得ようと焦りを感じながら、*2目視のみにより航行していたため、*3田ノ島に向かっていくことに気付くのが遅れ、同島南方沖の浅所に乗り揚げた

- *1 船長は、これまでになく釣り客の釣果が少なく、どうにか釣果を得ようとして焦っていた
- *2 船長は、釣果を得ようと焦っていたことから、GPSプロッターで本船と田ノ島の位置関係確認することを忘れた状態で、目視のみにより航行していた
- *3 薄曇りであったこと、田ノ島に明かりがない状態であったこと、甲板上を照らしていたLED照明が僅かながら視界に入ったことなどが、目視による見張りに影響を与えた



《関連情報》

- ・ 釣り場を移動する際、釣り客の転倒防止の目的で甲板上をLED照明で照らしていた
- ・ 釣り客等は、甲板上でクーラーボックスに着座等しており、乗り揚げた衝撃で船首方に身体が飛ばされ、甲板上の構造物等に当たって負傷した
- ・ 船長は、田ノ島北方沖に移動中、前方に島陰等が見当たらなかったことから、すでに田ノ島を通過したと判断して左舵をとった

《再発防止策》

- (1) 船長は、慣れた海域を航行する場合でも、操船に集中し、夜間には目視だけでなくGPSプロッター等を活用して、常時適切な見張りを行う
- (2) 遊漁船の船長は、釣り客及び航行の安全を確保することに努め、夜間、短時間の移動の場合でも釣り客を船室、船尾部等の安全な場所に待機させ、見張りの支障となる照明等を消灯する

* 本調査報告書は、R2.10.29に公表されました。
 詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい。

海難防止への
インフォメーション

② 漁船A(8.5トン) 衝突(防波堤)

(小方港を出航する漁船が、ほろ酔い期の状態の船長が操船して防波堤に衝突した)

【事故概要】 漁船A(8.5トン)は、小方港を出航して南進中、同港港口の南方に設置された防波堤に衝突し、船長及び同乗者1人が負傷した

《原因・背景》

◎ 夜間、*1飲酒してほろ酔い期の状態の船長が、舵輪から手を離れた際、*2舵輪が僅かに左寄りとなったものの、ふだんと同様、防波堤の西方を通過する針路となっていて航行していたため、緩やかに左転して*3防波堤に向かう針路となっていることに気付かなかった

*1 船長は、飲酒していたことから、針路や障害物に対する注意力が低下していた

*2 時間を確認しようと思い、舵輪を持った左手を離してズボンのポケットの携帯電話を取り出そうとしていた

*3 防波堤南方の工場地帯の明かりや街灯に紛れ、防波堤上に設置された点滅灯に気付かなかった

《関連情報》 (飲酒の状況)

・船長は、19時ごろから21時頃までの間、ビール中ジョッキ2杯、焼酎お湯割り(約150ml)6杯を飲んで、21時53分ごろ発航した

・事故後、翌31日01時頃、海上保安庁によるアルコール検査を受け、呼気アルコール濃度が約0.18mg/mlと測定された

・*1ウイドマーク計算法によれば、事故当時のアルコール血中濃度が、0.69~0.93mg/ml(0.069~0.093%)と推算され、*2ほろ酔い期の時期に該当する

*1「ウイドマーク計算法」: 飲酒量と飲酒時刻が特定されていた場合の事故時の血中(呼気中)のアルコール濃度等の算出方法

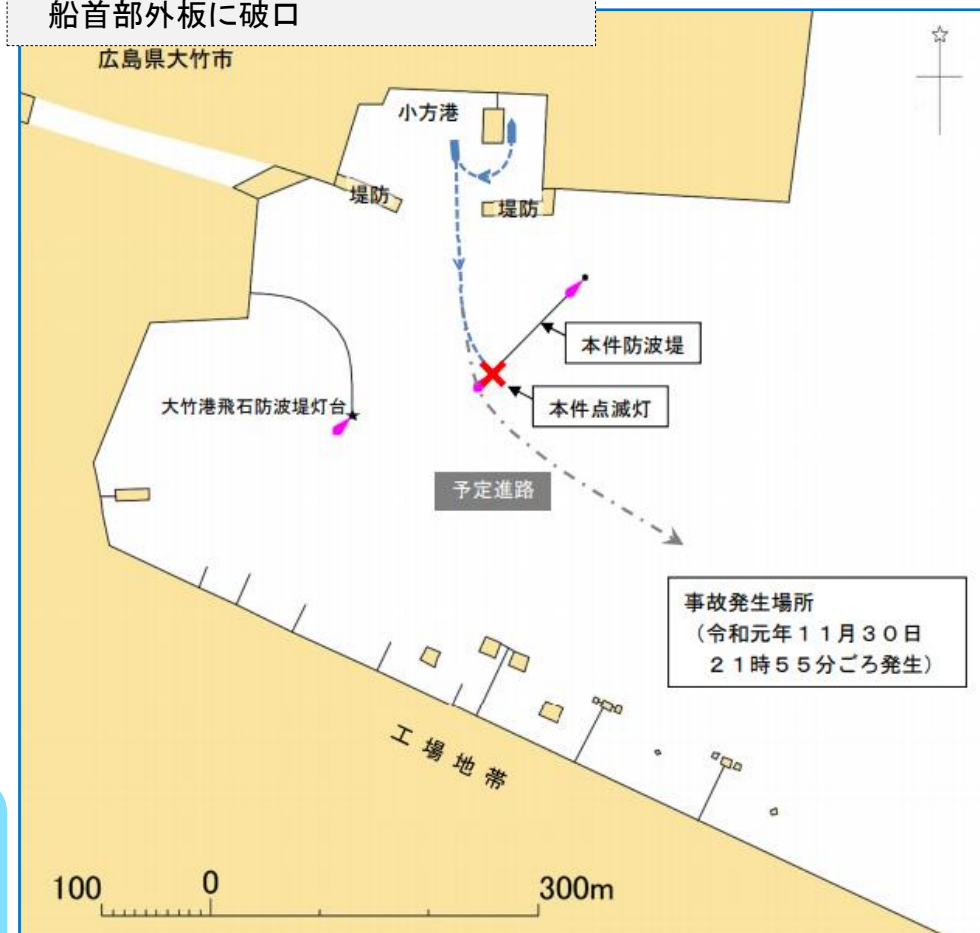
*2「ほろ酔い期」: アルコール血中濃度0.05~0.10%、酒量の目安が日本酒で1~2合まで、酔いの状況が、「ほろ酔い気分、手の動きが活発、抑制がとれる、体温上昇/頻脈」とされている

《再発防止策》

(1) 慣れた海域であっても緊張感を持ち、特に港内等の狭い海域では、障害物等を見落とさないよう、最新の注意を払って操船に当たる

(2) 飲酒をした状態での操船は行わない

【発生日時】
令和元年11月30日21時55分ごろ
【発生場所】
広島県大竹市小方港
【死傷者】
軽傷2人(船長及び同乗者)
【損傷等】
船首部外板に破口



* 本調査報告書は、R2.10.29に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい。